

マイナンバーカードの健康保険証利用

2021年10月20日から医療機関や薬局で健康保険証として、マイナンバーカードを利用することができるようになりました。

薬局の受付にある専用機器に、マイナンバーカードを置き、顔認証を行うことで利用ができます。

この導入により、マイナンバーカードをお持ちの方は、窓口で保険証をご掲示いただくなくても医療保険の資格確認がスムーズにできるようになります。

マイナンバーカードをお持ちでない方は、従来どおり保険証をご掲示ください。詳しくは当店スタッフにお尋ねください。

とっても簡単! マイナンバーカード

- 1 受付**
 マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。
- 2 本人確認**
 顔認証または4桁の暗証番号を入力してください。
- 3 同意の確認**
 診察室等での診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。
- 4 受付完了**
 お呼びするまでお待ちください。

カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

マイナ受付
対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりにマイナンバーカードを使う新たな方法。それが「マイナ受付」です。

マイナンバーカードが**保険証として使えます。**

マイナンバーカードを保険証として使うと

- POINT 01 **より良い医療が可能に!**
初めての医療機関等でも、薬剤情報等の医療情報を使えば、今まで使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※使えないのは、異国・異科医師・薬剤師等有資格者のみです。
- POINT 02 **手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!**
限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印!

事前に登録するだけで利用できます!
詳しくは **マイナポータル**

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001241676.pdf>

https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/myrna_poster_A2_sozai.jpg